

奈良県教育委員会告示第十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、次のとおり指定技能教育施設における連携科目等の追加指定の申請があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十四日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

美芸学園高等専修学校（大和高田市大字大中一七六番地）

二 指定をする連携科目等

連携措置に係る科目

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

原価計算

原価計算

三 指定年月日

令和四年四月一日